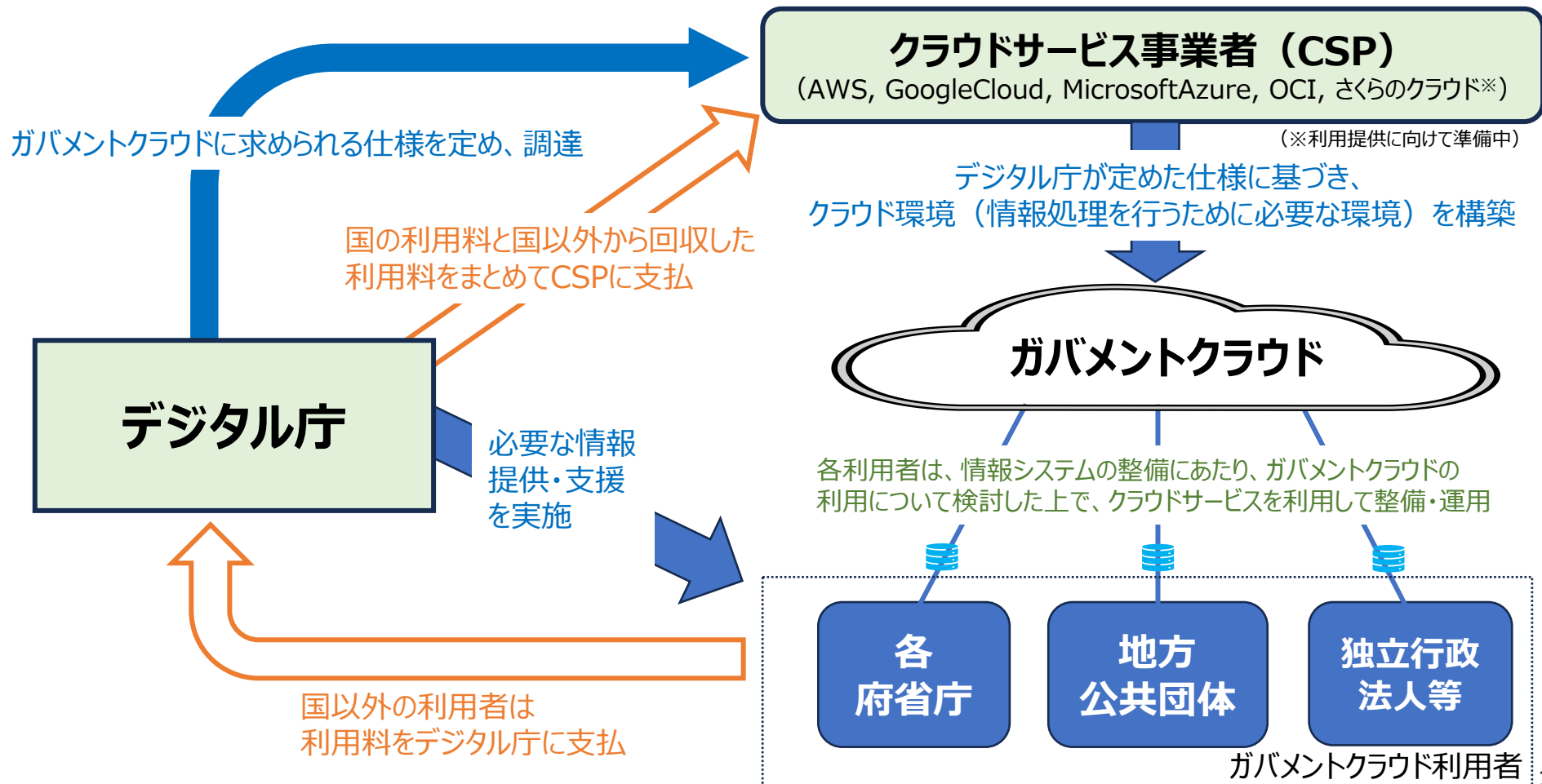


情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

概要

迅速、柔軟で、情報セキュリティが維持され、費用対効果の高い情報システムの構築を進めるため、国が主体となってガバメントクラウドの整備を行い、国・地方公共団体等のクラウドサービスの利用を促進することとしている。

令和6年度までは、地方公共団体のガバメントクラウド利用については国の実証事業として国がその費用を負担していたが、令和7年度以降は、地方公共団体等の利用料については利用に応じて各利用者が負担することとなる。この際、CSPから最大限の大口割引を獲得するため、利用料を国が回収して一括で支払うこととし、そのために必要な法整備（保管金に関する規定の整備）を行う。



具体的な規定内容

クラウドサービスを適切かつ効果的に活用した国又は地方公共団体の事務の実施に関連する情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用を推進するため、内閣総理大臣が国と国以外の者が共同してクラウドサービスを利用することができるようにするために必要な措置を講じなければならないこととするともに、当該共同利用が行われる際の金銭の保管に関する規定を整備する。

(1) 国と国以外の者によるクラウドサービスの共同利用に関する規定の整備

クラウドサービスを適切かつ効果的に活用した公共情報システム※の整備及び運用の推進のため、国と国以外の者が共同してクラウドサービスを利用可能とするために必要な措置を国が講じなければならないこととする。

※（国又は地方公共団体の事務の実施に関連する情報システム）

(2) 行政機関等のガバメントクラウド利用の検討に関する義務・努力義務

国の行政機関等は、公共情報システムの整備を行おうとするときは、効果的かつ効率的な整備及び運用その他の観点から、(1)の措置により整備されたガバメントクラウドを利用することについて検討を行い、その結果に基づいて公共情報システムの整備を行わなければならないこととする。

国の行政機関等以外の行政機関等は、上記と同内容（利用検討等）の努力義務を規定。

利用検討等の支援のため、国は情報提供等の必要な措置を実施（国の義務として規定）。

(3) 国以外の者のクラウドサービスの共同利用に係る金銭の保管に関する規定の整備

デジタル庁は、ガバメントクラウドの利用に関するクラウドサービス提供事業者（CSP）との契約において、国以外の者がCSPに支払うべきガバメントクラウド利用料についてデジタル庁が国以外の者から納付を受けた上でデジタル庁からCSPに引き渡す旨が定められているときは、クラウド利用料を保管することができることとする。

(4) その他

上記のほか、所定の規定の整備を行う（デジタル庁設置法の改正等）

施行期日：公布の日から起算して二月を経過した日